

<不利益事実の不告知>

問6 事業者の主観的要件として、故意のほかに「重大な過失」を追加するのはなぜですか。

(答)

1. 不利益事実の不告知の規定について、改正前の消費者契約法は、故意を事業者の主観的要件としていましたが、消費生活相談の現場では、事業者の故意について証明することが消費者にとって困難であり、この規定は実務上利用しにくいという指摘がされていました。
2. また、裁判例では、故意要件を事案に即して柔軟に解釈したものも見られました^(注)。
(注) 重要事項について消費者の利益となる旨告げるといふ先行行為が具体的な告知として認定されることを前提として、具体的な事実を摘示せずに故意を認定した裁判例や、事業者が消費者の誤認を認識できたことから、故意を推認した裁判例がありました。
3. このように、故意の要件の見直しが課題となっていたことから、改正法によって要件を緩和したものです。

